

厚生年金保険法制定附則

(PCの場合でうまくリンクできない時は、アドレスバーをクリックし、enterキーを押すことでリンクできます)

注) (○○○○○)は弊職が補筆したもの

注) 下線は弊職が強調したもの

(繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整)

附則第7条の4 前条第3項の規定(繰上げ支給の老齢厚生年金の請求)による老齢厚生年金は、その受給権者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者であって65歳未満であるものに限る。）が同法第15条第2項の規定による求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあった月の翌月から次の各号のいずれかに該当するに至った月までの各月において、その支給を停止する。

- 一 当該受給資格に係る雇用保険法第24条第2項に規定する受給期間が経過したとき。
- 二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第22条第1項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受け終わったとき（同法第28条第1項に規定する延長給付を受ける者にあっては、当該延長給付が終わったとき。）。
- 2 前項に規定する求職の申込みがあった月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至った月までの各月について、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の老齢厚生年金については、適用しない。
 - 一 その月において、厚生労働省令で定めるところにより、当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日(待期間及び給付制限期間に属する日のこと)がないこと。
 - 二 その月の分の老齢厚生年金について、第46条第1項及び平成25年改正法附則第86条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法第1条の規定による改正前の第46条第5項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。
 - 3 第一項各号のいずれかに該当するに至った場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至った月までの各月のうち同項の規定により老齢厚生年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第1号に規定する厚生労働省令で定めるところにより当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数を30で除して得た数（1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。）を控除して得た数が1以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第1項の規定による老齢厚生年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。
 - 4 **(求職の申込みをした後に、繰上げ支給の老齢厚生年金を請求して、その受給権を取得した場合のこと)** 雇用保険法第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者であつ

て、同法第 15 条第 2 項の規定による求職の申込みをしたもの（第 1 項各号のいずれにも該当するに至っていない者に限る。）が、前条第 3 項の規定（[支給繰上げの老齢厚生年金の請求](#)）による老齢厚生年金の受給権を取得したときは、当該受給権を取得した月の翌月から第 1 項各号のいずれかに該当するに至った月までの各月において、当該老齢厚生年金の支給を停止する。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 2 項中「前項に規定する求職の申込みがあった月」とあるのは「第 4 項に規定する者が前条第 3 項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第 4 項の規定」と、第 3 項中「同項に規定する求職の申込みがあった月」とあるのは「次項に規定する者が前条第 3 項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第 1 項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第 1 項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替えるものとする。

附則第 11 条の 5 附則第 7 条の 4 の規定は、附則第 8 条の規定による老齢厚生年金（特別支給（60 歳台前半）の老齢厚生年金のこと）について準用する。この場合において、附則第 7 条の 4 第 2 項第 2 号中「第 46 条第 1 項及び平成 25 年改正法附則第 86 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 25 年改正法第 1 条の規定による改正前の第 46 条第 5 項」とあるのは、「附則第 1 条から第 11 条の 3 まで又は第 11 の 4 第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

（老齢厚生年金の特例）

附則第 8 条 当分の間、65 歳未満の者（附則第 7 条の 3 第 1 項各号に掲げる者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

- 一 60 歳以上であること。
- 二 1 年以上の被保険者期間を有すること。
- 三 第 42 条第 2 号に該当すること。